

PCB廃棄物に関するお問い合わせ

ご不明なことがございましたら
お気軽にご相談ください！



埼玉県

さいたま市

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
TEL：048-829-1607

川越市

川越市環境部産業廃棄物指導課
TEL：049-239-7007

越谷市

越谷市環境経済部産業廃棄物指導課
TEL：048-963-9188

上記以外の市町村

埼玉県環境部産業廃棄物指導課
TEL：048-830-3148

神奈川県

横浜市

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課
TEL：045-671-2513

川崎市

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課
TEL：044-200-0159

横須賀市

横須賀市環境部廃棄物対策課
TEL：046-822-8523

相模原市

相模原市環境経済局廃棄物指導課
TEL：042-769-8335

上記以外の市町村

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
TEL：045-210-4151

千葉県

千葉市

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課
TEL：043-245-5682

船橋市

船橋市環境部廃棄物指導課
TEL：047-436-3810

柏市

柏市環境部産業廃棄物対策課
TEL：04-7167-1696

上記以外の市町村

千葉県環境生活部廃棄物指導課
TEL：043-223-2757

東京都

八王子市

八王子市資源循環部廃棄物対策課
TEL：042-620-7458

上記以外の区市町村

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
TEL：03-5388-3573

電気事業法に関するお問合せ先

関東東北産業保安監督部 電力安全課
TEL：048-600-0387

詳しい情報はWebも
ご覧ください。

低濃度PCB廃棄物特設
Webサイト

<https://www.re-square.jp/jigyoub/pcb-low/>

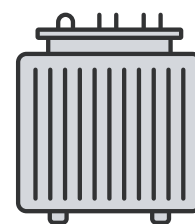


！ いますぐ調査を！

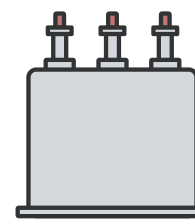
低濃度 PCB廃棄物 はありませんか？

低濃度PCB廃棄物の例

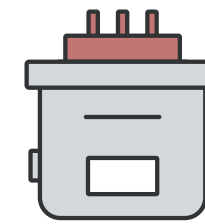
変圧器



コンデンサー



低圧コンデンサー



低濃度PCB廃棄物の処分期間は
令和9年(2027年)
3月31日まで

いますぐ調査！
詳しい調査方法は
Webもご覧ください





PCBとは？

PCB は Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称です。人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくく沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの特徴があり、また、化学的にも性質が安定していることから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきました。ところが、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を契機にその毒性が明らかになり、昭和 47 年（1972 年）の行政指導（通産省）により製造中止となり、現在は製造・輸入ともに禁止されています。また、PCB 特別措置法により令和 9 年 3 月 31 日までの処理が義務付けられています。



低濃度 PCB 廃棄物について

平成初期頃
までに製造

製造から 30 年以上経過した古い電気機器には、
PCB 濃度が基準の 0.5mg/kg (=ppm) を超え、汚染されているものがあります。

低濃度 PCB 汚染の可能性がある代表的な機器類



X 線照射装置



電力用コンデンサー



電気溶接機

自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、非自家用電気工作物の低圧コンデンサー、溶接機等に内蔵するコンデンサーなどにも低濃度 PCB 汚染の可能性があります。お手元の機器をご確認ください。

写真提供：環境省

自家用電気工作物の変圧器

昇降機

分電盤

モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー



低濃度 PCB の確認方法

変圧器等（絶縁油採取可能機器）

平成 5 年（1993 年）以前

汚染可能性あり

汚染の可能性不明

分析が必要！

この期間に製造・出荷された機器で絶縁油交換や継ぎ足しが行われたもの。（不明であれば絶縁油を採取して PCB 濃度を測定してください）

※富士電機製の一部の機器については、平成 6 年までに出荷された機器に PCB 汚染の可能性が残るとされています。

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）

平成 2 年（1990 年）以前

汚染可能性あり

汚染の可能性なし

分析が必要！

※ニチコン製のコンデンサーについては、平成 3 年以降のもので PCB 汚染の報告があるため処分前に濃度測定をお願いします。対象期間等については同社が調査のため、詳細は同社 HP をご確認ください。

※コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器は穿孔すると使用できなくなるため、使用中機器の PCB 濃度測定は行わず、製造年が平成 2 年（1990 年）以前のものであるかを確認して記録し、廃止後に分析を実施してください。

調査方法等の詳細は「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（基礎編及び技術者向け詳細版）」を参照してください。

PCB 分析業者は（一社）日本環境測定分析協会のホームページから検索できます。



https://www.jemca.or.jp/sys/member_list/

低濃度 PCB 廃棄物の調査から処分までの手順

低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで



いますぐ実施

1

調査

2

届出

3

適正処理

<自家用電気工作物の場合>

<非自家用電気工作物のコンデンサーの場合>

PCB 含有の有無を確認

* 使用中の機器の場合、感電の恐れがあるため必ず電気主任技術者等に相談してください。

自家用電気工作物は、主任技術者等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度 PCB ではないことを確認してください。

非自家用電気工作物のコンデンサーは電気工事業者やメーカー等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度 PCB ではないことを確認してください。

左のページの「低濃度 PCB の確認方法」に従って、低濃度 PCB 含有の有無を確認してください。

左のページの「低濃度 PCB の確認方法」に従って、低濃度 PCB 含有の有無を確認してください。

PCB 含有判明後の手続き（低濃度 PCB 含有電気工作物）

管轄する産業保安監督部へ届出
* 判明後は遅滞なく

PCB 含有が判明後の手続き

管轄する都道府県・政令市へ届出
* 毎年度分、翌年度の 6 月 30 日まで

使用を終えて廃止した後の手続き

管轄する産業保安監督部へ届出
* 廃止後遅滞なく

使用を終えて廃止した後の手続き

絶縁油中 PCB 濃度の確認
* 低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分する場合は不要

絶縁油中 PCB 濃度の確認
* コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器等を低濃度 PCB 廃棄物とみなして処分する場合は不要。

管轄する都道府県・政令市へ届出
* 毎年度分、翌年度の 6 月 30 日まで

今すぐ調査

無害化処理事業者への処分委託手続き・処分
処分期間：令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市へ届出
* 毎年度分、翌年度の 6 月 30 日まで

すべての PCB 廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市へ届出
* すべての処分委託から 20 日以内

使用中

廃止（廃棄）後

処分後